

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	掲示板（広報板）設置等事務
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>名称：町内会掲示板設置費助成 内容： 毎年掲示板の1校区1箇所の設置を進める。（新設及び老朽化による交換）事業主体は堺市社会福祉協議会。 掲示板設置費の100分の80以内とし、かつ1基につき37,000円を限度とする。 37,000円×90基</p>		<p>名称：美原町広報板保守管理事務 内容：町内に約120基設置してある美原町広報板の、新設・移設・製作・更新・撤去等を行う。</p> <p>名称：広報板掲示物受付検印事務 内容： 町管理の「美原町広報板」が町内全域に約120基設置されている。 広報板の使用目的としては町行政情報や公共性の高い情報を住民にお知らせすることである。 具体の事務内容としてはこれら掲示物の受付検印事務である。 その際、当該目的に合致しないもの（営利目的・宗教関係・特定の政党関係等）については一定の基準に従い許可検印しないこととしている。</p>	
調 整 の 具 体 的 内 容			
<p>堺市においては、社会福祉協議会から各校区福祉委員会に掲示板を寄贈することにより、校区単位の広報活動の活性化を図っているが、美原町においては、広報板を町で設置及び管理し、掲示物の受付検印事務を行っている。 このことは自治会関係団体の統合等に密接に関わってくるものである。 これらに配慮しながら、新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (生活関係)	関係項目	地区配布事務
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>名称：チラシ等回覧依頼事務</p> <p>内容： 広報さかいの配布については、委託により全戸配布している。 自治会等加入世帯に対するチラシ等の回覧依頼については、堺市自治連合協議会を通じ、各単位自治会加入世帯に回覧してもらうよう依頼している。</p>		<p>名称：地区配布事務</p> <p>内容： 広報みはら等の町関係文書を毎月第1金曜日に各地区の区長宅、もしくは区長の指定する場所へ配布し、区長を通じて地区内の各世帯へ配布する。 文書連絡事務交付金...区長を通じ地区において各世帯へ広報等を配布してもらうことに対する交付金 世帯割 1世帯につき 年額220円(10月1日現在の世帯数) 均等割 1地区につき 年額30,000円 年度内最終支払日の3月25日に交付</p> <p>上記文書連絡事務交付金については、平成15年度から廃止され、21地区についてシルバー人材センターへ委託されており、それ以外の5地区については、地区へ同様の内容で委託されている。</p>	
調 整 の 具 体 的 内 容			
<p>美原町における文書連絡事務交付金については、平成15年度より廃止され、委託により広報みはらをはじめチラシは全戸に配布されている。また、回覧は行われていない。 広報紙については、現状、同様の事務となっているが、チラシ等については取り扱いが異なっている状況である。 したがって、合併後の状況により新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	字界防犯灯事務
調整の内容	当面は美原町制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称： 内容：	名称：字界防犯灯事務 内容： 地区間協議が困難な字界に防犯灯を設置する。両地区の区長から設置要望書を提出してもらい、町において防犯灯を設置・維持管理を行う。 工事費 370,000 円 字界防犯灯の維持管理 町内 39 灯（平成 14 年 10 月現在） （平成 15 年度予算） 電気代・・・206,000 円 修繕料・・・ 43,000 円		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	防犯委員会													
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。															
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容													
堺 市		美 原 町														
<p>名称：登美丘地区防犯委員会 目的：黒山防犯協議会の中の1つの組織。黒山警察署管内の堺市域で構成されており、各種犯罪の予防、少年の非行防止、暴力追放運動を強力に推進し、犯罪のない明るい町の実現を図っている。 （事務局） 東支所 地域振興課 支援内容：補助金支出 根拠：堺市防犯事業補助金交付要綱 平成15年度 1,115,000円 (人口 41,591)</p> <p>他の警察署管内の防犯団体補助金 平成15年度</p> <table border="0"> <tr> <td>・堺北防犯協議会</td> <td>(人口 149,143)</td> <td>2,124,000円</td> </tr> <tr> <td>・堺東防犯協議会</td> <td>(人口 243,669)</td> <td>2,853,000円</td> </tr> <tr> <td>・堺南防犯協会</td> <td>(人口 201,344)</td> <td>2,400,000円</td> </tr> <tr> <td>・泉北防犯協会</td> <td>(人口 163,151)</td> <td>2,189,000円</td> </tr> </table>		・堺北防犯協議会	(人口 149,143)	2,124,000円	・堺東防犯協議会	(人口 243,669)	2,853,000円	・堺南防犯協会	(人口 201,344)	2,400,000円	・泉北防犯協会	(人口 163,151)	2,189,000円	<p>名称：美原町防犯委員会 目的：黒山防犯協議会の中の1つの組織。黒山警察署管内の美原町域で構成されており、各種犯罪の予防、少年の非行防止、暴力追放運動を強力に推進し、犯罪のない明るい町の実現を図っている。 （事務局） 美原町 自治文化課 支援内容：交付金支出（定額） 根拠：美原町補助金等交付規則 平成15年度 1,355,000円 (人口 38,853)</p>		<p>黒山警察署管内で活動する黒山防犯協議会の地域組織として2つの防犯委員会があり、合併後については、活動団体、補助団体として、両団体が統合されることが望ましいが、統合はそれぞれの団体内の意向によるところが大きい。 補助金額については、新市において早急に検討し、経過措置を設け5年を目途として、他地域への補助額との整合を図る。</p>
・堺北防犯協議会	(人口 149,143)	2,124,000円														
・堺東防犯協議会	(人口 243,669)	2,853,000円														
・堺南防犯協会	(人口 201,344)	2,400,000円														
・泉北防犯協会	(人口 163,151)	2,189,000円														

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	青少年指導員活動支援事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：青少年指導員地域活動事業 内容：小学校区、支所区域及び全市的な青少年指導員活動に対し補助金を交付し、地域が一体となった青少年の非行防止や育成活動等の促進を図る。 校区活動及び協議会活動の中で、自主的に巡回指導や啓発活動などが実施されている。</p> <p>美原町との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員は、各小学校区自治連合会からの推薦に基づき、市長から選任されている有志のボランティアである。 平成15年度指導員数約1,300人（各小学校区概ね10人以上、90小学校区） ・個人に対する報酬・報償金は支給していない。 ・堺市青少年指導員連絡協議会は、各小学校区青少年指導員会（90校区）の校区幹事で構成されている。 ・小学校区活動事業及び協議会事業に対して補助金を交付している。 		<p>名称：美原町青少年指導員会事務局 青少年指導員夜間啓発活動 青少年健全育成啓発</p> <p>内容：青少年のグループ活動の育成及び促進 / 青少年の余暇活動についての助言及び指導 / 青少年に対する各種相談 / 青少年の諸活動についての指導及び協力 / 青少年の非行防止 など 町内を3地域に分け、広報車3台で巡回する。 毎月5日（1月・5月は20日）に実施する。 美原町青少年指導員会が各団体の協力を得ながら、町内各所において物品の配付を行い青少年の健全育成に関する啓発を実施する</p> <p>堺市との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員は、非常勤職員として町長から委嘱されている。自治会からの推薦は行われていない。 平成15年度指導員数28人（定数35名） ・個人に対し報酬・夜間啓発活動報償金を支給している。 ・町の区域全体で青少年指導員会が組織されており、小学校区単位（6校区）での組織はない。 ・町の区域全体における直接執行事業が実施されている。 	
		<p>両市町における青少年指導員制度や実施事業の相違点については、5年を目途とした経過措置を設けて堺市制度に統合する。 ただし、青少年指導員の組織については合併時に堺市青少年指導員連絡協議会に一本化する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	地域環境実態調査
調整の内容	当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：地域環境実態調査</p> <p>内容： 青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な心身の発達を守るため、市内全域の地域環境を把握し、実情に即した環境浄化運動を推進することを目的として、堺市青少年指導員連絡協議会との委託契約により、毎年7月（平成15年度は8月）及び11月に各小学校区ごとの地域環境実態調査及び大阪府青少年健全育成条例の普及啓発活動を実施している。</p> <p>府条例に基づいた有害図書類の陳列状況や自動販売機等の設置状況に、市独自の調査対象及び調査内容を加えた調査を実施している。</p> <p>なお、校区幹事は、平成15年度から「大阪府青少年社会環境実態調査員（ボランティア）」としても委嘱され、府の設置要綱に基づいた調査も実施している。</p>		<p>名称：</p> <p>内容：</p> <p>美原町では、独自の調査は実施していないが、平成15年度から府の「青少年社会環境実態調査員設置要綱」に基づいた調査を実施している。</p>	<p>大阪府が実施する青少年社会環境実態調査との調整を図りながら、5年を目途とした経過措置を設け、新市において一本化する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	コミュニティセンター運営事務
調整の内容	堺市に同様の施設・事務はなく、その運営について新市において引き続き検討し、5年を目途として他の施設との整合を図る。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称： 内容：	<p>名称：コミュニティセンター運営事務 内容： さつき野東1-6-5に設置したコミュニティセンターの管理事務 さつき野コミュニティセンター運営協議会は、住民が効率的かつ円滑にセンターを利用できるよう、美原町よりセンターの管理運営を受託し、地域住民相互の親睦と交流を深めるために成立された。 さつき野地区内の区長及び老人会、各丁目の自治会の代表者で構成する団体で主にセンターの管理を行っている。 さつき野コミュニティセンター管理運営委託事業 720,000 円 さつき野コミュニティセンター機械警備委託事業 420,120 円</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	環境美化活動等協力金
調整の内容	当面は現行の制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：環境美化活動等協力金</p> <p>内容： 校区自治連合会が行う環境美化活動及び環境美化啓発活動並びに粗大ごみ処理券の販売協力に対し、環境美化活動等協力金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動に係る協力金 環境美化活動を年2回以上実施した校区自治連合会に対し交付。 30円×加入世帯数+30,000円×90校区 ・処理券に係る協力金 処理券の販売協力を実施した校区自治連合会に対し交付。 40円×処理券販売枚数 			<p>堺市のみにある事業であり、自治会関係団体に関わるものでもある。</p> <p>新市において早急に調整し、5年を目途として一体性の確保を図る。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 生活・人権専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	関係項目	堺市安全まちづくり会議
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市安全まちづくり会議 目的：堺市民の安全の推進に関する条例第3条に規定する基本理念に従い、市民の安全の推進に必要な施策を実施するに当たり、関係行政機関及び関係団体と緊密な連携のもと、条例の効果的な運用を図る。 構成： 各防犯協議会、防犯委員会会長 堺市自治連合協議会、女性団体、商工会議所など 各種団体 堺市議会議員 大学教授 関係行政機関の職員 警察署長（堺北、堺東、堺南、泉北、黒山署）～5人 堺市高石市消防組合消防長 堺市職員</p>		<p>名称：大阪府黒山警察署安全なまちづくり推進協議会 目的：市、町、警察、市民、町民、民間団体等の代表者が一体となって、地域に密着した安全なまちづくり事業を推進することにより、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりの実現に資する。 構成： 美原町長、大阪狭山市長 黒山警察署長 各防犯委員会会長 事業所防犯協会会長 自治会、商工会など各種団体 学校長会代表 関係行政機関の職員</p>	<p>堺市組織に統合の方向。 安全なまちづくりを推進する目的は同一であり、構成メンバー（民間団体、警察、行政の代表）も重複している。 合併と同時に堺市安全なまちづくり会議に統合する。</p>

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	校区自治連合会法人化助成		堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	安全なまちづくり推進事業	安全なまちづくり推進事業	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）		青少年健全育成事業(夏期ふれあいキャンプ)	その他	当面は美原町制度を存続し、5年を目途に新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	大阪府青少年指導員連絡協議会	大阪府青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	泉北ブロック青少年指導員連絡協議会	南河内青少年指導員連絡協議会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会	大阪府青少年指導員連絡協議会研修会	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（生活関係）	泉北ブロック青少年指導員連絡協議会研修会	南河内青少年指導員連絡協議会研修会	堺市制度で実施	堺市制度で実施